

## 帯広市緑化協議制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、帯広市緑のまちづくり条例（昭和60年条例第4号。以下「条例」という。）及び帯広市緑のまちづくり条例施行規則（昭和60年規則第17号。以下「規則」という。）の規定に基づき、宅地造成等及び工場等の緑化を推進するため、緑化協議等について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高中木 成木に達したときの樹高が3メートル以上程度の樹木とする。
- (2) 低木 成木に達したときの樹高が0.5メートル以上3メートル未満程度の樹木とする。
- (3) 小低木 成木に達したときの樹高が0.5メートル未満程度の樹木とする。
- (4) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）第1条第1項第1号に規定する敷地とする。
- (5) 敷地面積 施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積とする。
- (6) 建築面積 原則として施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積とする。
- (7) 建ぺい率 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条に規定する建築面積の敷地面積に対する割合とする。
- (8) 緑化施設 樹木、芝等と一体となって緑化の用に供される施設とする。
- (9) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条又は建築基準法第42条に規定する道路とする。

### (協議の方法)

第3条 条例第8条第2項及び第9条第2項の規定に基づき、緑化に係る協議を行う者（以下「協議者」という。）は、別表第1に定める緑化基準に適合する緑化計画を定め、緑化計画協議書（様式第1号又は様式第2号）を作成し、市長に2通提出するものとする。

### (協議の時期)

第4条 前条の協議は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法その他の法令に基づく許認可等を受けようとする日より前に行うものとする。

(協議の通知)

第5条 市長は、特段の事情がある場合を除き、前条の許認可等を受けようとする日から1か月を超過してもなお第3条の緑化計画協議書を提出しない者に対し、緑化計画の協議に係る通知書(様式第3号)により、協議するよう催告するものとする。

(合意)

第6条 市長は、協議者が定めた緑化計画が本要領の規定に適合すると認めるときは、緑化計画書に協議済の印(様式第4号)を押印し、市及び協議者双方で各1通を保有するものとする。

(計画の変更)

第7条 緑化計画を変更しようとする者は、新たに緑化協議書を提出し、市長と協議するものとする。

(終了報告書)

第8条 協議者が緑化計画に係る緑化工事を終了したときは、速やかに緑化終了報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(緑化実施期間)

第9条 緑化計画に係る緑化の実施は、原則として建築等の工事終了時又は工事終了直後の植栽に適する期間内に終了するものとする。ただし、当該期間での植栽が難しい場合には、緑化実施期間について市長と協議を行うものとする。

(緑化方法等)

第10条 高中木以外をもって緑化を行うときは、別表第2に定めるところにより、高中木1本(高中木に換算した本数に小数点以下の端数がある場合には、小数点以下第1位の数に四捨五入する。)に換算するものとする。

2 次の各号に掲げる要件を満たす場合においては、植栽した本数等を当該各号の定めるところにより換算する。

(1) 植栽する位置が道路から見える位置であって、当該位置が道路境界線から6メートルの範囲内である場合においては、その植栽した本数に2を乗じて得た本数

(2) 次のいずれかの方法により新たに緑化する場合においては、前項の規定により高中木に換算した後の本数に1.2を乗じて得た本数

ア 高中木及び別表第2(1)から(4)までの項の緑化方法のうち、3種類以上の緑化方法による緑化の場合

イ 高中木、低木及び小低木のうち、3種類以上の樹木による緑化の場合

3 境界沿いに植栽する場合は、良好な相隣関係等の維持のため、樹種の生長後を想定し、境界線から適正な距離を保って植栽しなければならない。

4 第3条の緑化計画を定める場合は、樹木については工事完了後の生育環境に考慮するものとし、次の各号を目安に植栽するものとする。ただし、樹種や植栽後の管理方法によってはこの限りでない。

(1) 高中木の場合は、5平方メートルあたり1本

(2) 低木の場合は、1平方メートルあたり1～2本

(3) 小低木の場合は、1平方メートルあたり5～20本

(管理方法等)

第11条 緑化施設における管理者を設定し、建築完了後においても、緑化施設を良好に維持管理するものとする。

2 協議者は、管理者が変更となったときは、速やかに市長に管理者変更届（様式第6号）を提出し、継続して緑化施設を良好に維持管理するものとする。

（委任）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広市緑化協議制度実施要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される緑化計画協議書について適用し、施行日前に提出された緑化計画協議書については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年5月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化基準

工場等を建築する場合 (1,000平方メートル以上の敷地を有するもの)	<p>次のいずれかの基準を満たす高中木を植栽する。（次の算式により算出した数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。）</p> <p>(1) 市街化区域 敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 30% × 1本 / 10平方メートル</p> <p>(2) 市街化調整区域 敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 35% × 1本 / 10平方メートル 建ぺい率は、建築基準法第53条第1項第6号の規定に基づき特定行政庁が定めるものを使用する。</p> <p>(3) 都市計画区域外 敷地面積 × (1 - 50%) × 35% × 1本 / 10平方メートル</p>
宅地造成等をする場合 (3,000平方メートル以上の土地の開発行為等)	公園、緑地又は広場予定地100平方メートルにつき1本の割合で高中木を植栽する。

別表第2（第10条関係）

緑化方法	換算数量
(1) 低木	2本
(2) 小低木	10本
(3) ほふく性小低木、つる性木本、草本等	10平方メートル
(4) 芝、ツタ、花壇、菜園等	10平方メートル
(5) フラワーポット（標準：長さ100センチメートル×幅30センチメートル×深さ30センチメートル）	2個
(6) 置鉢（標準：直径30センチメートル×深さ30センチメートル）	2個
(7) 屋上緑化	10平方メートル
(8) 壁面緑化	ツル等の最終想定面積 10平方メートル
(9) 緑化補助資材（緑化ブロック等）	10平方メートル
(10) 樹木や芝等と一体となっている池、水流、庭石等	10平方メートル